

令和2年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」により、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4つの健全化判断比率の議会への報告と、公営企業会計ごとに資金不足比率の議会への報告及び公表が義務付けられています。

連結実質赤字比率は、一般会計だけでなく、公営企業会計など地方公共団体の全会計を対象とする指標であり、将来負担比率は、地方公社や第三セクター等を含めた実質的な将来負担等に係る指標で、後年度負担も含め全体を捉えた指標です。

また、これらの指標が一定水準以上である場合は、議会の議決を経て財政健全化計画等を策定し、外部監査を求めることなどの義務付けや起債の制限がなされます。

本市の令和元年度決算における健全化判断比率、資金不足比率は以下のとおりです。

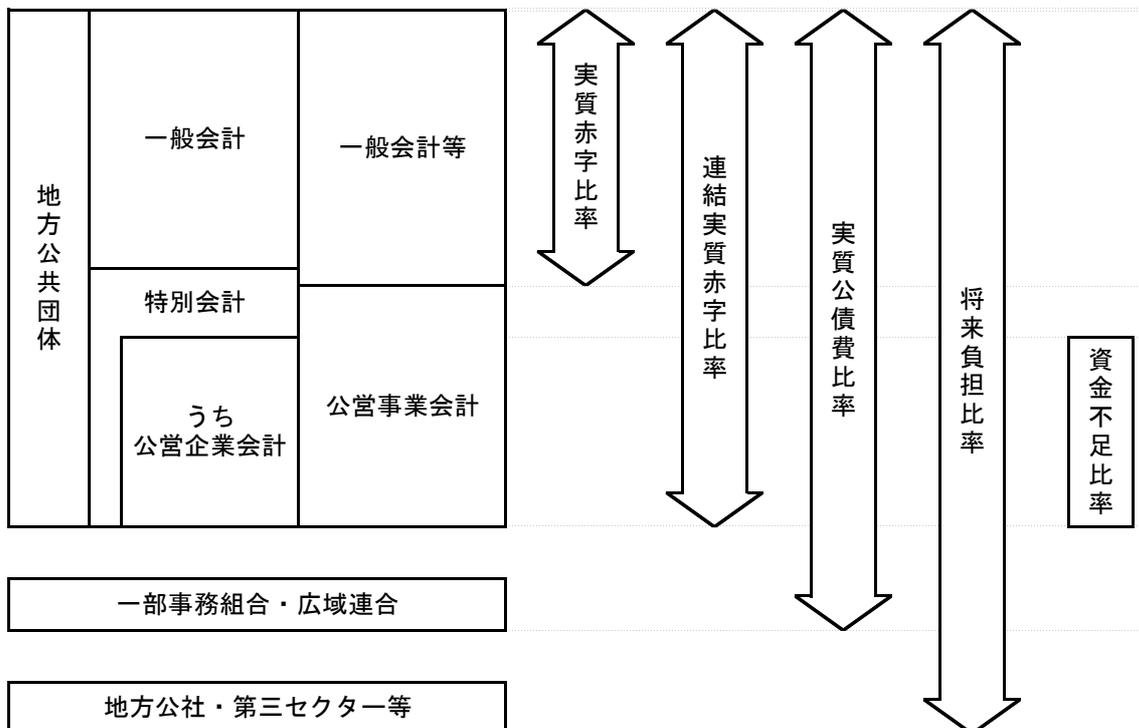
1 令和2年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率

単位：％

比率		令和2年度	(参考) 早期健全化基準	(参考) 財政再生基準	(参考) 経営健全化基準	備考
健全化判断比率	実質赤字比率	—	11.84	20.00		実質赤字なし
	連結実質赤字比率	—	16.84	30.00		連結実質赤字なし
	実質公債費比率	10.0	25.0	35.0		
	将来負担比率	38.5	350.0			
資金不足比率		—			20.0	資金不足なし

【参考】健全化判断比率等の対象となる会計

健全化判断比率等の対象となる会計の範囲を図示すると、次のとおりです。



2 健全化判断比率の状況

本市の令和元年度決算における健全化判断比率は下記のとおりですが、いずれも国が定めた基準を下回っており、健全化が保たれています。

ア 実質赤字比率

一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示すもの

比率		早期健全化基準	財政再生基準
R2	—	11.84%	20.00%
R元	—	11.86%	

イ 連結実質赤字比率

全ての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示すもの

比率		早期健全化基準	財政再生基準
R2	—	16.84%	30.00%
R元	—	16.86%	

ウ 実質公債費比率

借入金（地方債）の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示すもの

比率		対前年比	早期健全化基準	財政再生基準
R2	10.0%	△ 0.1	25.0%	35.0%
R元	10.1%	△ 0.5		

エ 将来負担比率

地方公共団体の一般会計等の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示すもの

比率		対前年比	早期健全化基準
R2	38.5%	0.9	350.0%
R元	37.6%	3.3	

※将来負担比率に財政再生基準はありません。

3 資金不足比率の状況

資金不足比率とは、公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示すものです。令和元年度決算において、資金不足が発生した会計はありません。

公営企業会計名	R2	R元	経営健全化基準
水道事業会計	—	—	20.0%
下水道事業会計	—	—	
風力発電事業特別会計	—	—	
定期航路事業特別会計	—	—	

4 健全化判断比率の概要

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- ・一般会計等の実質赤字額：一般会計及び特別会計のうち普通会計に相当する会計の実質赤字の額
- ・実質赤字の額＝繰上充用額＋（支払繰延額＋事業繰越額）

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- ・連結実質赤字額：AとBの合計額がCとDの合計額を超える場合の当該超える額
 - A 一般会計及び公営企業（地方公営企業法適用企業・非適用企業）以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額
 - B 公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額
 - C 一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額
 - D 公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額

$$\text{実質公債費比率 (3か年平均)} = \frac{(\text{①地方債の元利償還金} + \text{②準元利償還金}) - (\text{③特定財源} + \text{④元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{⑤標準財政規模} - (\text{④元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

- ・準元利償還金：AからDまでの合計額
 - A 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの
 - B 組合等への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの
 - C 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの
 - D 一時借入金の利子

【実質公債費比率の積算】

(単位：千円)

$$R2: \frac{\text{① } 7,369,514 + \text{② } 2,384,275 - \text{③ } 1,450,565 - \text{④ } 5,983,327}{\text{⑤ } 29,328,704 - \text{④ } 5,983,327} = 9.93729\%$$

$$R元: \frac{\text{① } 7,281,319 + \text{② } 2,420,458 - \text{③ } 1,363,797 - \text{④ } 5,963,872}{\text{⑤ } 28,927,471 - \text{④ } 5,963,872} = 10.33857\%$$

$$H30: \frac{\text{① } 7,533,412 + \text{② } 2,317,855 - \text{③ } 1,406,471 - \text{④ } 6,128,382}{\text{⑤ } 29,337,757 - \text{④ } 6,128,382} = 9.98051\%$$

10.0%
R2
(3か年平均)

②準元利償還金の内訳

④元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額の内訳

	A公営企業繰入金	B組合等負担金	C債務負担行為	D一時借入金利子
R2	2,326,110	43,646	14,497	22
R元	2,359,044	43,560	17,820	34

	事業費補正算入分	災害復旧費等算入分	密度補正算入分
R2	1,673,648	4,074,411	235,268
R元	1,742,590	3,986,364	234,918

⑤標準財政規模の内訳

	標準税収入額等	普通交付税	臨時財政対策債発行可能額
R2	15,682,883	12,471,311	1,174,510
R元	15,261,238	12,498,163	1,168,070

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{①将来負担額} - (\text{②充当可能基金額} + \text{③特定財源見込額} + \text{④地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{⑤標準財政規模} - (\text{⑥元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

- ・将来負担額：AからHまでの合計額
 - A 一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高
 - B 債務負担行為に基づく支出予定額（地方財政法第5条各号の経費に係るもの）
 - C 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額
 - D 当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額
 - E 退職手当支給予定額（全職員に対する期末要支給額）のうち、一般会計等の負担見込額
 - F 地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額
 - G 連結実質赤字額
 - H 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額
- ・充当可能基金額：AからFまでの償還額等に充てることができる地方自治法第241条の基金

【将来負担比率の積算】

（単位：千円）

$$R2 : \frac{\text{① } 91,150,899 - \text{② } 9,574,409 - \text{③ } 12,666,785 - \text{④ } 59,908,013}{\text{⑤ } 29,328,704 - \text{⑥ } 5,983,327} = 38.5\%$$

$$R元 : \frac{\text{① } 92,886,371 - \text{② } 9,585,147 - \text{③ } 12,945,116 - \text{④ } 61,710,297}{\text{⑤ } 28,927,471 - \text{⑥ } 5,963,872} = 37.6\%$$

①将来負担額の内訳

	A 地方債現在高	B 債務負担行為	C 公営企業繰入見込	D 組合負担等見込	E 退職手当負担見込	F 設立法人負担見込
R2	59,494,422	12,324	21,661,365	2,563,965	7,418,823	0
R元	60,560,504	26,290	22,977,666	1,664,715	7,657,196	0

5 資金不足比率の概要

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

- ・資金の不足額：
 - 資金の不足額（法適用企業）＝（流動負債＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高－流動資産）－解消可能資金不足額
 - 資金の不足額（法非適用企業）＝（繰上充用額＋事業繰越額等＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債現在高）－解消可能資金不足額
- ・事業の規模：
 - 事業の規模（法適用企業）＝営業収益の額－受託工事収益の額
 - 事業の規模（法非適用企業）＝営業収益に相当する収入の額－受託工事収益に相当する収入の額